

# お 知 ら せ

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
2. 当院は、厚生労働大臣の定める施設基準のうち、次の事項を東北厚生局長に届け出ております。
  - ・ 一般病棟 30 床 地域一般入院料 2 当病棟では、1 日に 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び 1 日に 2 人以上の看護補助者が勤務しています。  
なお、時間帯ごとの配置は、次のとおりです。  
朝 8 時 45 分から夕方 4 時 45 分まで、看護職員 1 人当りの受持ち数は 10 人以内、  
看護補助者 1 人当りの受持ち数は 10 人以内です。  
夕方 4 時 45 分から朝 8 時 45 分まで、看護職員 1 人当りの受持ち数は 15 人以内です。
  - ・ 療養病棟 28 床 療養病棟入院料 1 当病棟では、1 日に 8 人以上の看護要員（看護師及び准看護師、看護補助者）が勤務しています。  
なお、時間帯ごとの配置は、次のとおりです。  
朝 8 時 45 分から夕方 4 時 45 分まで、看護職員 1 人当りの受持ち数は 10 人以内、  
看護補助者 1 人当りの受持ち数は 10 人以内です。  
夕方 4 時 45 分から朝 8 時 45 分まで、看護職員 1 人当りの受持ち数は 28 人以内、  
看護補助者 1 人当りの受持ち数は 28 人以内です。

## ○基本診療料

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ・ 地域一般入院料 2    | ・ 療養病棟入院料 1 |
| ・ 看護補助加算 2     | ・ 療養環境加算    |
| ・ 療養病棟療養環境加算 2 | ・ 認知症ケア加算 3 |
| ・ 感染対策向上加算 2   | ・ 救急医療管理加算  |

- ・入退院支援加算 2
- ・診療録管理体制加算 3
- ・歯科外来診療感染対策加算 1
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ・救急患者連携搬送料 2
- ・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・データ提出加算
- ・歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2

## ○特掲診療料

- ・歯科治療時医療管理料
- ・運動器リハビリテーション (Ⅲ)
- ・呼吸器リハビリテーション (Ⅱ)
- ・歯科技工加算
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・遠隔画像診断
- ・酸素の購入単価
- ・歯科技工所ベースアップ支援料
- ・入院ベースアップ評価料 6 4
- ・救急外来医学管理料 3
- ・検体検査管理加算 (Ⅰ)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ)
- ・こころの連携指導料 (Ⅰ)
- ・歯周組織再生誘導手術
- ・がん治療連携指導料
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・CAD/CAM冠
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) の注 5
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) の注 5
- ・CT撮影 (16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT)

## ○その他

- ・入院時食事療養 (Ⅰ) (管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。)

## ○選定療養

- ・う蝕に罹患している患者の指導管理料 (消費税込)

フッ化物局所応用 (1 口腔 1 回につき) 1,100 円 小窩裂溝填塞 (1 歯につき) 1,100 円

- その他詳しいことは、受付・会計窓口でお尋ねください。この掲示は厚生労働大臣の定める掲示事項です。

国民健康保険川崎病院長